

軽自動車税の改正について

平成 26 年度および平成 27 年度税制改正に伴い、平成 27 年度以降の軽自動車税の税率が変わります。
 なお、平成 27 年度における原動機付自転車および 2 輪車等の税率は現行のままとなりました。

◆ 2 輪車等の税率

2 輪車等については、下記の車種すべてにおいて平成 28 年度から新税率が適用されます。

車種		平成 27 年度	平成 28 年度
原動機付自転車	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	50cc超 90cc以下	1,200 円	2,000 円
	90cc超 125cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
2 輪の軽自動車 (125cc超 250cc以下)		2,400 円	3,600 円
2 輪の小型自動車 (250cc超)		4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円

◆ 4 輪車等の税率

4 輪車等の軽自動車については、新車を取得した（最初の新規検査を受けた）年月日によって、税率が異なります。グリーン化（環境負荷の低減促進）を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した 4 輪車等の軽自動車については、平成 28 年度から重課税率（高い税率）が適用されます。

車両区分			税率		
			平成 27 年度から		平成 28 年度から
			平成 27 年 3 月 31 日以前 に新規登録した車両	平成 27 年 4 月 1 日以降 に新規登録した車両	新規登録から 13 年を経過 した車両
3 輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
4 輪 以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

◆ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

3 輪および 4 輪以上の軽自動車で排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、軽自動車税の税率を軽減する特例（軽課）が平成 28 年度に適用されます。

適用条件 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した 3 輪および 4 輪以上の新車の軽自動車のみ

適用年度 平成 28 年度

車両区分			税率（グリーン化特例）		
			電気自動車 天然ガス自動車	ガソリン・ハイブリッド 乗用：平成 32 年度燃費基準 +20% 達成 貨物：平成 27 年度燃費基準 +35% 達成	ガソリン・ハイブリッド 乗用：平成 32 年度燃費基準達成 貨物：平成 27 年度燃費基準 +15% 達成
3 輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円
4 輪 以上	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎ 63-5110